

(危険要因の把握と措置)

第 3 5 条の 2 別表第 8 で定める数量の 100 倍以上の再生資源燃料（廃棄物固形化燃料等に限る。）、可燃性固体類、可燃性液体類又は合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う場合は、当該貯蔵し、又は取り扱う場所における火災の危険要因を把握するとともに、前 2 条に定めるもののほか当該危険要因に応じた火災予防上有効な措置を講じなければならない。

別表第 8

品 名		数 量
綿花類		200 キログラム
木毛及びかんなくず		400 キログラム
ぼろ及び紙くず		1,000 キログラム
糸類		1,000 キログラム
わら類		1,000 キログラム
再生資源燃料		1,000 キログラム
可燃性固体類		3,000 キログラム
石炭・木炭類		10,000 キログラム
可燃性液体類		2 立方メートル
木材加工品及び木くず		10 立方メートル
合成樹脂類	発泡させたもの	20 立方メートル
	その他のもの	3,000 キログラム

備考

- (1) 綿花類とは、不燃性又は難燃性でない綿状又はトップ状の繊維及び麻糸原料をいう。
- (2) ぼろ及び紙くずは、不燃性又は難燃性でないもの（動植物油がしみ込んでいる布又は紙及びこれらの製品を含む。）をいう。
- (3) 糸類とは、不燃性又は難燃性でない糸（糸くずを含む。）及び繭をいう。
- (4) わら類とは、乾燥わら、乾燥藁及びこれらの製品並びに干し草をいう。
- (5) 再生資源燃料とは、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号）第 2 条第 4 項に規定する再生資源を原材料とする燃料をいう。
- (6) 可燃性固体類とは、固体で、次のア、ウ又はエのいずれかに該当するもの（1 気圧において、温度 20 度を超え 40 度以下の間において液状となるもので、次のイ、ウ又はエのいずれかに該当するものを含む。）をいう。
 - ア 引火点が 40 度以上 100 度未満のもの
 - イ 引火点が 70 度以上 100 度未満のもの
 - ウ 引火点が 100 度以上 200 度未満で、かつ、燃焼熱量が 34 キロジュール毎グラム以上であるもの
 - エ 引火点が 200 度以上で、かつ、燃焼熱量が 34 キロジュール毎グラム以上であるもので、融点が 100 度未満のもの
- (7) 石炭・木炭類には、コークス、粉状の石炭が水に懸濁しているもの、豆炭、練炭、石油コークス、活性炭及びこれらに類するものを含む。
- (8) 可燃性液体類とは、法別表第 1 備考第 14 号の総務省令で定める物品で液体であるもの、同表備考第 15 号及び第 16 号の総務省令で定める物品で 1 気圧において

温度 20 度で液状であるもの、同表備考第 17 号の総務省令で定めるところにより貯蔵保管されている動植物油で 1 気圧において温度 20 度で液状であるもの並びに引火性液体の性状を有する物品（1 気圧において、温度 20 度で液状であるものに限る。）で 1 気圧において引火点が 250 度以上のものをいう。

- (9) 合成樹脂類とは、不燃性又は難燃性でない固体の合成樹脂製品、合成樹脂半製品、原料合成樹脂及び合成樹脂くず（不燃性又は難燃性でないゴム製品、ゴム半製品、原料ゴム及びゴムくずを含む。）をいい、合成樹脂の繊維、布、紙及び糸並びにこれらのぼろ及びくずを除く。

【解釈及び運用】

自主的な保安対策による事故防止の推進を図るため、条例別表第 8 に定める数量の 100 倍以上の再生資源燃料（廃棄物固形化燃料等に限る。）、可燃性固体類、可燃性液体類又は合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う場合は、火災の発生及び拡大の危険因子を自ら把握するとともに、火災予防上有効な措置を講じなければならない。

なお、危険要因の把握に当たっては、一般に類似施設の事故・トラブル事例等を参考に対象施設の火災発生・拡大要因を整理することとなるが、その手法を特に問うものではなく、施設形態、貯蔵及び取扱形態が類型化され得るような施設にあっては、これまでの経験及び知見に基づき構成設備、取扱工程等ごとに想定事故形態と必要と考える対策とを簡条的に整理するような簡易な方法も考えられる。